登記の事務及び権限等の地方への移譲に反対する意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成 26 年 12 月 16 日

提出者

大	屋	俊	弘		Щ	根	成	<u> </u>	亚	谷		昭
藤	間	恵 -	_		白	石	恵	子	五百	训	純	寿
成	相	安	信		細	田	重	雄	福	田	正	明
田	中	八洲	男									

登記の事務及び権限等の地方への移譲に反対する意見書

政府におかれては、地方分権改革を推進するため、内閣に設置された地方分権改革 推進本部を中心に、国から地方への事務及び権限の移譲等についての検討が進められ ています。

国と地方の役割分担の見直しは、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにするためには欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への事務及び権限の移譲等については、確実な財源措置の実現とともに、今後とも推進されなければなりません。

しかしながら、法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公正性の高い機能を有しております。また、国民の権利擁護に係るものであり、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施する必要があります。

また、法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められます。

よって、政府におかれましては、登記事務に従事する専門職員の確保などの視点から、法務局が行う登記の事務及び権限等を地方への移譲対象としないよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

内閣官房長官

国家戦略特別区域担当大臣

【平成26年12月16日原案可決】